

6月・9月定例会のトピックス

市長就任後初の定例会で前例のない補正予算案否決の顛末

● 6月議会は石井市長が就任後初の定例会であり、所信表明とともに、補正予算案の審査がありました。常任委員会での採決どおりであれば、本会議においても可決されるはずでした。しかし、常任委員会では採決に加わらず「退場」した政新会(自民党会派10人)と、会派・ぜんしん(保守系無所属6人)が、本会議では一転、「反対」したため反対多数となり「否決」となりました。補正予算案の「否決」は、長い西宮市議会の歴史の中で初めての事態でした。

● 補正予算は、市民生活にとって必要性、緊急性を要する予算であることから、反対された項目を除いた事業経費について8月1日、22年ぶりの臨時会が開かれ、再度、補正予算案が上程され「可決」しました。6月議会で政新会が反対した

「政策にかかる専門家からの助言・支援に要する経費」、会派・ぜんしんが反対した「酒蔵ツーリズム推進事業にかかる情報発信拠点の運営に要する経費」は、9月議会で再提案され、両会派とも賛成、すんなりと「可決」しました。

● 6月議会における「補正予算案『否決』」、8月の「臨時会開催」の異例の事態は、議会多数派が市長に対し「数の力」を見せつけた結果です。今後、市長にはパワーゲームに振り回されることなく、市民本位の市政をめざしてほしい。

議論つくさず成立した口利き記録条例「西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」

● 6月本会議の一般質問では、口利きに関して「網羅的な記

録ができる条例の必要性」を指摘しました。

● 市では2011年「西宮市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領」、2016年「職務に関する元職員働きかけ対応要綱」が制定されていますが、西宮市の記録件数は「0件」です(2017年全国市民オンブズマン大会での報告)。「0件」は何の働きかけもないという数字であり、実態を表しているとはいえません。

● 同じ6月議会、一会派から「西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例案」が提案されました。私は2008年9月、口利き等を防止する条例や要綱等の制度の不備について一般質問をして以来、市への要望等に関する記録について条例の必要性を訴えてきました。その立場から議員提出議案の概要と方向性に賛同していました。

● しかし、条例案の中身には疑問がいくつかあり、とくに要望等の記録を規定した第4条第2項「録音することができる」という条項は、無条件で録音される危険性があり、市民の人権侵害にかかわるため「継続審査」に賛成しました。しかし「継続審査」は賛成少数で「否決」され、残念ながら条例案には「反対」の立場になりました。

● 全国市民オンブズマン連絡会議は「録音することができる」とした条項が、他市にも前例がないと指摘しており、新聞でも同様に報道されました。

● 9月議会では改めて、「第4条第2項の削除」と、準備不足が認めないため「施行日を2018年10月1日から2019年4月1日に変更」とする改正案の提案者に名前を連ねました。しかし、この改正案は賛成少数で「否決」されました。

● 今後この条例に掲げられた趣旨に照らした実施状況を注意深く見守らなければならないと考えています。

数は人口比に遠く及びません。

地方自治体の第一義的な目的は、住民の福祉の増進(地方自治法第2条第14項)です。家庭や福祉の担い手の中心である女性は、生活者の視点をもってしながら政治参画ができていません。女性議員を社会の構成比と同様に増やすことで、社会がより暮らしやすい方向に変わっていくと考えられます。

自由と平等の国フランスですが、女性に参政権が認められたのは実は遅く日本と同じ1945年です。この70年余りの教育、医療など子育てしやすい環境の整備がすすんだのは、女性の政治参画の拡大と無関係ではありません。

「女性の議員を増やそう」と訴えるにはちゃんとした理由がある…②

少子化の原因は女性の社会進出という声がありますが、果たしてそうなのでしょうか？

フランスで少子化に歯止めがかかったことは経済先進国の中でも近年、特に注目されてきました。2000年にパリテ選挙法(立候補者を男女同数にすることを定めた法律)が施行された結果、2001年の統一地方選挙、2002年の総選挙で女性議員が急激に増え、現政権では、22人の閣僚のうち女性大臣が11人を占めています。

翻って西宮市議会の現在の女性議員は40人中7人です。西宮市の人口(11月1日現在)は、女性260,326人、男性227,886人と、女性が53%以上を占めており、女性議員の

なぜ、「オリジナル婚姻届」に異議を唱えたのか 住民監査請求を行い、70万円の返還を求めました

各自治体でここ数年、「オリジナル婚姻届」が作られています。西宮市も昨年6月の市議会において議員の一般質問を受けて「オリジナル婚姻届」の検討を始めました。

「官民協働事業」として公募し、応募は福岡市のH社、1社のみ。「婚姻届」用紙と広告5社を載せた12頁の「婚姻手続き早わかりBOOK」(以下、冊子)をH社が作成。今年の6月から市役所の窓口での交付を始めました。

1.掲載広告5社の広告料、経費以外はすべてH社の利益

「オリジナル婚姻届」は近時の流行であり、阪神間の近隣他市は独自で「オリジナル婚姻届」を2万~10万円前後で作成しています。当初、西宮市もオリジナル婚姻届を自前で作成するなら「7万~8万円の経費」と見込んでいました。しかし市は経費を広告料で賄う「官民協働事業」の手法をとりました。婚姻届に関する内容は市がすべてデータで提供しているため、H社が編集と印刷にかかった経費は20万円以内と推定できます。一方、H社が広告主5社から得た広告料は90万円、H社は経費を除いた70万円の利益を得ていることとなります。

2.子どもを産まないカップルへの配慮がない

冊子の1頁目は「元気な赤ちゃんをお産みに…」という言葉と赤ちゃんの小さな手の写真の広告です。子どもを産めないとわかった上で結婚するカップルや、産まない選択をする人もいます。無論、助産院を否定しているのではありませんが、行政は「婚姻=出産」というメッセージを発信しては行けなかったのではないのでしょうか。さまざまな状況で婚姻をする市民を慮るべき自治体として配慮に欠ける印刷物と言わざるを得ません。

ある既婚女性は、子どもをもうけることについて悩んだ経験があり、冊子を見て「血が凍る」思いがしたと語っていました。ほかにも、9月の決算特別委員会では「冊子に違和感がある」といった市民から複数の意見が届いていると市は答弁しています。市民を傷つける可能性のある、このような冊子は必要だったのでしょうか。

3.広告を掲載した冊子は誰のため？

従来の婚姻届は、届け出用紙2枚と「婚姻届のかきかた」をセットにした3枚のシンプルなものです。「オリジナル婚姻届」を提案した議員は「ナシ婚が増加する中、経済的その他の理由で式を挙げない層などを対象に」としていました。

ところが、この冊子は、助産院、ホテル、写真館(2社)、貸衣装会社の広告が掲載されており、市がハデ婚を奨励してい

る造りになっています。

官民協働事業として公募前に西宮市が作成した仕様書はすでに「広告5頁、総頁12頁」となっています。

H社は西宮市と協定を結ぶ以前から100を超える自治体で同様に「広告5頁、総頁12頁」の冊子を作成しています。公募の形をとりながら、実は公募前からH社と協定を結ぶ筋書だったのではないかと推測できます。

この「官民協働事業」は不当にH社の利益をはかっており、背任の疑いを否定しがたいため、10月2日、住民監査請求を行い、70万円の返還と事業の差し止めを求めました。

なくそう 議員特権

議員のための「お茶くみ」はなくそう!

私が1期目の新人議員のとき、朝、出勤すると女性職員が、各議員にお茶を出すという実態がありました。議員にお茶を入れる仕事だけに特化した、一般社会とはかけ離れた旧態依然の現実に、別の無所属議員とともに「廃止すべき」と言い続けました。結局、新聞紙上で経費面での問題を指摘された8年前にこの「給茶係」の制度はなくなりました。しかし、常任委員会でのポットと湯呑の用意、議員の来客への女性職員によるお茶出しは続いています。

当時の議会改革特別委員会で、廃止すべきと主張し、他の会派からも「議員の来客には議員自身がお茶を用意すればいい」との意見があったにもかかわらず、廃止しないまま今日に至っています。

職員が他の仕事を中断してまでする業務なのか、議員が職員にやらせてよいのか、そして、お茶出しを女性にだけさせてよいのか等、今すぐに解消すべき問題です。

※男女雇用機会均等法に基づく平成27年厚生労働省告示458号の指針では「女性労働者にのみ通常の業務に加え、会議の庶務、お茶くみ、そうじ当番等の雑務を行わせることは禁止」(同指針第3(2)ホ②)されている。関連通達では「女性労働者のみに「お茶くみ」等を行わせること自体は、固定的な性別役割分担意識に係る問題、あるいは配置に係る女性差別の問題としてとらえることが適当」(第3(2)イ②)である。



よつや薫プロフィール

*1955年12月生まれ
 *2007年統一地方選挙初当選。現在3期目
 *学歴：親和女子高等学校／大阪女子大学（現大阪府立大学）／神戸大学法学部／大阪市立大学大学院
 *法律事務所、学習塾、NPO法人に勤務後、現職
 *熱血タイガース党&宝塚歌劇ファン

▼主な役職

2015年総務常任委員会委員長
 2016年教育こども常任委員会委員長
 2017年民生常任委員会委員長

▼議員をめざす動機と活動

「憲法勉強会ベアテの会」
 2000年から憲法勉強会を主宰
 1999年、平和憲法の危機を感じたことが動機。
 「市民オンブズ西宮」
 2000年、市政のあり方に疑問をもち結成に参加。



編集後記

☆10月末の常任委員会の管外視察は、少し過密スケジュールでしたが、学ぶべきことがたくさんありました。「環境モデル都市」に認定された富山市の取り組みは西宮市でも参考にすべき点が多いと感じました☆本編3pにも書きましたが、9月議会の後半、決算特別委員会分科会で「オリジナル婚姻届」の件は放置できないと判断し、住民監査請求をすることに決めました。本来、市議会議員は予算・決算の特別委員会で意見や要望を言うことができ、場合によっては修正を求めたりもできますが、この「オリジナル婚姻届」の問題は詳しい内容を市議会に知らされないまま事業が行政の裁量で進んでしまっており、あえて住民監査請求で事業自体の差し止めを求めたものです☆11月、明石選挙区の兵庫県議会議員が税金や国民健康保険料を長期間滞納し、税務署と自治体から議員報酬の差し押さえ通知を受けていた問題が明るみに出ました。これに先立つ9月の決算特別委員会の分科会では、西宮市議会議員の中に国民健康保険料の滞納者が存在していたことを、図らずも明らかにすることができました☆マイケル・ムーア監督の「華氏119」を観てきました。アメリカの市民だけでなく、日本に住むすべての人にもぜひ観ていただきたい内容でした。市民の命をも顧みない政治のあり様に、鑑賞後、絶望感で座席からしばらく立ち上がることができませんでした☆(よつや薫)

【よつや薫の市議会報告会】は不定期で開催しています。日程・会場等はHPなどでお知らせしています。

キラリ☆かおる市民ネット通信 No.34 《2018. 冬号》
 【発行】よつや薫（西宮市議会議員） 〒662-0965 西宮市郷免町 3-22 TEL/FAX 0798(22)8832 議員控室 (35)3539
 ※この通信発行の費用はすべてよつや薫個人の報酬から支出しています。政務活動費から一切支出していません。
 ※発送・ポスティング等は市民のボランティアに支えられています。

INFORMATION

【市民オンブズ西宮】 定例会

■毎月第1金 18:30~20:30 ■会場：原則ウェブ
 □TEL.0798-52-9157(折口)

【女・女西宮】 女・げんき・ビデオ&トーク

■毎月第2金曜 19:00~ ■会場：ウェブ 411
 □Jojonisinomiya2010@yahoo.co.jp



10月24日~26日
 民生常任委員会管外視察

富山市→長野県→川崎市

■低炭素社会づくり：富山市「環境未来都市並びに環境モデル都市の取り組み」／「長野県環境エネルギー戦略」／川崎市「小水力発電」
 ■男女共同参画：川崎市「男女平等施策」
 ■その他：富山市「カラス対策」／富山市総合体育館



富山市「カラス対策」のカラス捕獲檻

2018年4月~9月 会計報告

政務活動費 (円)	議員報酬 (円)	《収入》	《支出》
《交付額》 720,000	議員報酬 4,174,000	所得税 387,540	市県民税 427,700
《支出》	*合計 4,174,000	市県民税 427,700	その他公租公課 551,570
調査研究費 5,370		国民健康保険 465,000	議員互助会 18,000
研修・会議費 16,480		広報・年会費等 21,000	活動事務経費 532,500
資料購入費 1,000		報酬供託分 420,000	選挙準備費 300,000
*合計 22,850		生活費等 1,050,690	*合計 4,174,000

その他の会計報告

▼受け取り拒否と供託について

新人議員のときから「なくそう議員特権!」とうったえ続け、議員に支出される公費について、これまで厳しくチェックし、不要なものは廃止、あるいは削減を求めてきました。受け取るべきでないと考えている審議会委員報酬については受け取り拒否(この場合は、市が供託をします)や、一旦受け取らざるを得ない報酬等については供託という形で対応しています。
 私が受取拒否をしているのは、新人議員のときの任期が始まる直前の月額報酬(230,000円)、そのほかには議員報酬以外に支払われる審議会委員の委員報酬(累計302,517円)です。
 また、報酬削減をうったえている「1割相当額」と、廃止すべきと考えている「正副委員長の役職加算」にあたる額を年度末までにまとめて自主的に供託しています。

西宮市議会議員

憲法を護る!

よつや薫

なくそう 議員特権!

市議会報告

[E-MAIL]kahoru_y-net@nifty.com
 [HP]http://www.yotsuya-kaoru.net/
 [[facebook]https://www.facebook.com/yotsuyakaoru]



国政のトップは、憲法改正に積極的な発言を繰り返してきましたが、改憲以前に解決すべき諸課題が山積ではないでしょうか。そもそも、総理大臣はじめ私たち地方議員も、憲法尊重擁護義務(憲法第99条)が課されていることを肝に銘じて日々の活動に取り組みねばなりません。

「身を切る姿勢」とは…

年間削減額を比較すると



議員一人当たりの年間経費の合計額(報酬、期末手当、共済費、政務活動費、視察旅費) 41人の議員が「報酬+期末手当」を1割削減した場合の合計額

●統一地方選挙の前年になると恒例のように一部の会派から「議員定数削減」案が提出される

今年も9月定例会において、一部の会派から「1」議席を削減する「西宮市議会議員定数条例の一部を改正する条例案」が出されました。理由の一つは「厳しい財政状況を踏まえて身を切る姿勢を議員が率先すべき」というものでした。

しかし本当に「身を切る姿勢」を示すのなら、まず議員報酬こそ削減すべきですが提案会派から今回も報酬削減案は出ませんでした。この定数削減案は賛成少数で「否決」しました。

●定数削減の影響をうけるのは組織に属さない新人候補

選挙では、現職よりも政党などに属さない新人候補が当選しにくく、定数削減は新人候補者の当選がより厳しくなることが過去の選挙結果からも明らかです。既存の組織にしばられない多様な市民の意思を議会に反映すべきとの考えから、定数の現状維持にこれまでも賛成してきました。

2013年に、市民団体から出された議員報酬1割削減を含む「西宮市の議員報酬削減及び政務活動費の削減を求める請願」(署名4,543筆)の紹介議員になったこともあり、月額報酬の1割相当分を供託するとともに、他市にはない役職加算(常任委員長報酬2万円)は「報酬の二重取り」になると考え、反対の立場から返上してきました。

●すべきは議員定数削減よりもまず報酬削減ではないのか

西宮市議会の議員定数は、他の中核市(下表)と比べても少ないのです。議員定数の削減は議会における市民の多様な意思の反映を妨げることになります。

一方、議員報酬の妥当な額についての議論は深まっていません。

兵庫県内の市議会で神戸市会に次いで高い議員報酬の西宮市議会で「身を切る」というのであれば、まず議員報酬こそ削減すべきです。仮に報酬1割削減が実現すれば4867万円余りの削減となり、議員定数1削減による1628万円を大きく上回ります。

現職の議員が自分たちの議員報酬は下げず、議員定数削減だけをすすめるとすれば、議員特権を守ろうとしているとの批判も免れません。

▼兵庫県中核市の人口と議員定数の比較(人) 2018.9現在

	人口	議員定数	議員一人当たりの人口
西宮市	488,370	41	11,911
姫路市	531,468	47	11,308
尼崎市	451,055	42	10,739

日本国憲法第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。